

## 平成31年第2回羽幌町議会定例会会議録

### ○議事日程（第3号）

平成31年3月8日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案第 3号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例  
(予算特別委員会審査報告)
- 第 4 議案第 5号 羽幌町雇用促進助成条例の一部を改正する条例  
(予算特別委員会審査報告)
- 第 5 議案第 6号 羽幌町水洗便所改造等補助金条例の一部を改正する条例  
(予算特別委員会審査報告)
- 第 6 議案第 7号 羽幌町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例  
(予算特別委員会審査報告)
- 第 7 議案第15号 平成31年度羽幌町一般会計予算  
(予算特別委員会審査報告)
- 第 8 議案第16号 平成31年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算  
(予算特別委員会審査報告)
- 第 9 議案第17号 平成31年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算  
(予算特別委員会審査報告)
- 第10 議案第18号 平成31年度羽幌町介護保険事業特別会計予算  
(予算特別委員会審査報告)
- 第11 議案第19号 平成31年度羽幌町下水道事業特別会計予算  
(予算特別委員会審査報告)
- 第12 議案第20号 平成31年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算  
(予算特別委員会審査報告)
- 第13 議案第21号 平成31年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算  
(予算特別委員会審査報告)
- 第14 議案第22号 平成31年度羽幌町水道事業会計予算  
(予算特別委員会審査報告)
- 第15 発議第 2号 羽幌町議会会議規則の一部を改正する規則
- 第16 発議第 3号 議員の派遣について
- 第17 発議第 4号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査について

### ○追加日程

- 第 1 議案第23号 平成30年度羽幌町一般会計補正予算（第10号）

第 2 議案第 24 号 平成 30 年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

第 3 発議第 5 号 羽幌町議会委員会条例の一部を改正する条例

○出席議員 (10 名)

1 番 村 田 定 人 君	2 番 金 木 直 文 君
3 番 阿 部 和 也 君	4 番 船 本 秀 雄 君
5 番 小 寺 光 一 君	7 番 平 山 美 知 子 君
8 番 磯 野 直 君	9 番 逢 坂 照 雄 君
10 番 寺 沢 孝 毅 君	11 番 熊 谷 俊 幸 君

○欠席議員 (0 名)

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	今 村 裕 之 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
農 業 委 員 会 会 長	高 見 忠 芳 君
会 計 管 理 者	熊 木 良 美 君
総 務 課 長	飯 作 昌 巳 君
兼 電 算 共 同 化 推 進 室 長	
総 務 課 総 務 係 長	山 田 太 志 君
総 務 課 職 員 係 長	門 間 憲 一 君
地 域 振 興 課 長	酒 井 峰 高 君
財 務 課 長	大 平 良 治 君
財 務 課 主 幹 兼 財 政 係 長 管 財 係 長	清 水 聡 志 君
財 務 課 経 理 係 長	越 谷 弘 和 君
財 務 課 税 務 係 長	山 川 恵 生 君
町 民 課 長 兼 住 宅 係 長	室 谷 眞 二 君
町 民 課 総 合 受 付 係 長	蟻 戸 貴 之 君
町 民 課 環 境 衛 生 係 長	田 中 康 裕 君
町 民 課 住 宅 係 主 査	村 上 雄 也 君
福 祉 課 長	木 村 和 美 君
福 祉 課 社 会 福 祉 係 長	竹 内 雅 彦 君
福 祉 課 子 ども 係 長	木 村 謙 彦 君

福祉課国保医療年金係長	室谷みどり君
健康支援課長	豊島明彦君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥山洋美君
健康支援課主幹兼保健係長	棟方富輝君
健康支援課介護保険係長	金丸貴典君
建設課長	敦賀哲也君
建設課主任技師兼建築係長	石川隆一君
建設課主任技師兼土木港湾係長	笹浪満君
建設課主幹兼地籍調査係長	上田章裕君
建設課管理係長	宇野延仁君
建設課土木港湾係主査	山平博久君
上下水道課長	宮崎寧大君
上下水道課主任技師兼業務係長	吉田吉信君
上下水道課管理係長	逢坂信吾君
上下水道課業務係主査	小笠原聡君
農林水産課長	鈴木繁君
農林水産課農政係長	更科信輔君
農林水産課水産林務係長	木村康治君
商工観光課長	高橋伸君
商工観光課観光振興係長	富樫潤君
商工観光課商工労働係長	大西将樹君
天売支所長	金子伸二君
焼尻支所長	熊谷裕治君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	春日井征輝君
学校管理課総務係長	近藤優樹君
学校管理課学校教育係長	藤井延佳君
社会教育課長 兼公民館長	渡辺博樹君
体育振興係長	
社会教育課社会教育係長	高橋司君
学校給食センター主査	宮嶋真奈美君
農業委員会事務局長	伊藤雅紀君
選挙管理委員会事務局長	飯作昌巳君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	井上	顕君
総務係長	杉野	浩君
書記	土清水	彬君

◎開議の宣告

○議長（熊谷俊幸君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（熊谷俊幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

5番 小寺光一君                      7番 平山美知子君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（熊谷俊幸君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席届け出並びに遅刻届け出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付しましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第3号、議案第5号～議案第7号、議案第15号～議案第22号

○議長（熊谷俊幸君） 日程第3、議案第3号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例、日程第4、議案第5号 羽幌町雇用促進助成条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第6号 羽幌町水洗便所改造等補助金条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第7号 羽幌町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例、日程第7、議案第15号 平成31年度羽幌町一般会計予算、日程第8、議案第16号 平成31年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算、日程第9、議案第17号 平成31年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算、日程第10、議案第18号 平成31年度羽幌町介護保険事業特別会計予算、日程第11、議案第19号 平成31年度羽幌町下水道事業特別会計予算、日程第12、議案第20号 平成31年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算、日程第13、議案第21号 平成31年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算、日程第14、議案第22号 平成31年度羽幌町水道事業会計予算、以上12件を一括議題とします。

本案については、本議会において羽幌町各会計予算特別委員会に付託した事件であり、その審査結果について、会議規則第41条の規定により、羽幌町各会計予算特別委員会委員長から報告を求めます。

羽幌町各会計予算特別委員会委員長、平山美知子君。

○予算特別委員会委員長（平山美知子君）

平成31年 3月 8日

羽幌町議会議長 熊谷俊幸様

羽幌町各会計予算特別委員会  
委員長 平山美知子

委員会審査報告書

- 議案第 3号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 5号 羽幌町雇用促進助成条例の一部を改正する条例
- 議案第 6号 羽幌町水洗便所改造等補助金条例の一部を改正する条例
- 議案第 7号 羽幌町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 平成31年度羽幌町一般会計予算
- 議案第16号 平成31年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第17号 平成31年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第18号 平成31年度羽幌町介護保険事業特別会計予算
- 議案第19号 平成31年度羽幌町下水道事業特別会計予算
- 議案第20号 平成31年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第21号 平成31年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算
- 議案第22号 平成31年度羽幌町水道事業会計予算

本委員会に付託のあった上記事件について審査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 付託された議会 平成31年 3月 6日（第2回定例会）
- 2 委員会開催年月日 平成31年 3月 6日～7日
- 3 審査の経過及び結果

本委員会は、理事者側から各会計予算内容等の説明を求めた後、予算関連議案、各会計予算の審査を行いました。

各委員からは活発に質疑があり、また、提言もあり、それぞれ慎重な審議の結果、本委員会はいずれも原案のとおり可決すべきと決定を見たので報告いたします。

○議長（熊谷俊幸君） 本案については、全員の議員をもって構成する羽幌町各会計予算特別委員会において十分に審議が尽くされておりますので、質疑並びに討論を省略することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

これから議案第3号、議案第5号、議案第6号、議案第7号並びに議案第15号から議案第22号までの12件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、12件いずれも原案どおり可決するものであります。

したがって、本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、予算関連議案として議案第3号、議案第5号、議案第6号、議案第7号の4件、平成31年度各会計予算として議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号の8件、合わせて12件について、委員長の報告のとおり可決されました。

◎発議第2号

○議長（熊谷俊幸君） 日程第15、発議第2号 羽幌町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 発議第2号 羽幌町議会会議規則の一部を改正する規則。

平成31年3月5日提出。

提出者、羽幌町議会議員、阿部和也。賛成者、羽幌町議会議員、村田定人、同じく、船本秀雄。

提案理由であります。当議会への提出があった請願の取り扱いに関する規定を見直すとともに、字句の訂正等を含め条文を整理し、改正しようとするものであります。

次のページをごらん願います。

羽幌町議会会議規則の一部を改正する規則。

羽幌町議会会議規則（昭和63年羽幌町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正する内容を説明しますが、別紙にて配付しております資料羽幌町議会会議規則新旧対照表をごらん願います。新旧対照表は左側に現行条文を、右側に改正案を改正箇所を下線を引いて表示しております。

新旧対照表の4ページの最後、92条の請願の委員会付託を参照願います。現行の条文において請願を委員会付託する基本的な取り扱いは、会議において請願書の写しの配布をするとともに、議長が所管の常任委員会または議会運営委員会へ付託するものとなっておりますが、その規定を見直し、会議において紹介議員より請願の説明を受け、議長は質疑、討論をせずに会議に諮って所管の常任委員会または議会運営委員会へ付託することと条文を改めるものであります。

その他の条文の改正は、誤った意味合いの記載であると思われる点や誤字、脱字、読点の使い方など条文を整理するものであります。

ただいまの説明をもって条文の朗読は省略いたします。

附則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

説明は以上です。

○議長（熊谷俊幸君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから発議第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷俊幸君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号 羽幌町議会会議規則の一部を改正する規則は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号

○議長(熊谷俊幸君) 日程第16、発議第3号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会の調査研究などのため、本日より4月までの間、本議会は必要と認められる事案について道内外の関係機関に議員を派遣したいと思います。なお、諸般の事情による派遣日程等の変更があった場合、その他緊急を要する派遣事案があった場合は、議長にその内容決定を一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷俊幸君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号 議員の派遣については原案のとおり決定されました。

◎発議第4号

○議長(熊谷俊幸君) 日程第17、発議第4号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事項調査について、それぞれの委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷俊幸君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査については原案のとおり決定されました。

◎日程の追加

○議長(熊谷俊幸君) お諮りします。

ただいま町長から議案第23号及び議案第24号が、並びに寺沢孝毅君ほか2名から発議第5号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2及び追加日程第3として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷俊幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、議案第24号及び発議第5号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2及び追加日程第3として議題とすることに決定しました。

◎議案第23号

○議長（熊谷俊幸君） 追加日程第1、議案第23号 平成30年度羽幌町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま追加提案となりました補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

一般会計で既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4,565万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ64億2,990万7,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、8款土木費、道路維持費において除雪委託料の補正であり、財源につきましては財政調整基金繰入金を充てております。

今期の降雪量につきましては、大雪となった昨年度は下回るものの12月と1月の降雪量は平年を上回り、これにより除排雪業務につきましても過去の実績をもとに設計をした予定業務量を上回ることが見込まれるため、補正予算提出の準備を進めておりましたが、2月上半期までの実績を把握し、2月中旬以降の降雪量の減少や日照時間による融雪も考慮するなど必要業務量の算定に時間を要したため追加提案とさせていただいたものであります。

次に、介護保険事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ505万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,289万2,000円とするものであります。補正をいたします内容は、介護サービス事業勘定の2款事業費、特別養護老人ホーム事業費において非常用発電機の導入に係る補正であり、財源につきましては道補助金及び特別養護老人ホーム整備基金繰入金を充てております。

本件につきましては、国の第2次補正予算を活用し、特別養護老人ホームにおける災害発生時の電源確保対策として発電機12台の購入を予定しておりますが、補助金の内示額によりましては導入台数を変更する場合がありますことを申し添えます。また、年度内の導入完了が困難でありますことから繰越明許費としております。

以上、今回追加提案となりました補正予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（熊谷俊幸君） ただいま町長から介護保険の部分も説明しましたが、改めて後ほど説明をいただきたいと思いますので、ご了解願いたいと思います。

お諮りします。

審議の方法については、歳入歳出予算一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に

従い、審議を進めることにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷俊幸君) 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第23号について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷俊幸君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷俊幸君) これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷俊幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 平成30年度羽幌町一般会計補正予算(第10号)は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第24号

○議長(熊谷俊幸君) 追加日程第2、議案第24号 平成30年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について提案理由の再度の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長(駒井久晃君) どうも失礼いたしました。再度ご提案を申し上げます。

ただいま追加日程となりました補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

介護保険事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ505万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,289万2,000円とするものであります。補正をいたします内容は、介護サービス事業勘定の2款事業費、特別養護老人ホーム事業費において非常用発電機の導入に係る補正であり、財源につきましては道補助金及び特別養護老人ホーム整備基金繰入金を充てております。

本件につきましては、国の第2次補正予算を活用し、特別養護老人ホームにおける災害発生時の電源確保対策として発電機12台の購入を予定しておりますが、補助金の内示額によりましては導入台数を変更する場合がありますことを申し添えます。また、年度内の導入完了が困難でありますことから繰越明許費としております。

以上、今回追加提案となりました補正予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご

決定賜りますようお願い申し上げます、提案の理由とさせていただきます。

○議長（熊谷俊幸君） お諮りします。

審議の方法については、歳入歳出予算及び繰越明許費一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第24号について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 平成30年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

#### ◎発議第5号

○議長（熊谷俊幸君） 追加日程第3、発議第5号 羽幌町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 発議第5号 羽幌町議会委員会条例の一部を改正する条例。

平成31年3月8日提出。

提出者、羽幌町議会議員、寺沢孝毅。賛成者、羽幌町議会議員、小寺光一、阿部和也。

提案理由であります。羽幌町議会に広報広聴常任委員会を設置するため、改正しようとするものであります。

次のページをごらん願います。

羽幌町議会委員会条例の一部を改正する条例。

羽幌町議会委員会条例（昭和63年羽幌町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正する内容を説明しますが、別紙にて配付しております資料、羽幌町議会委員会条例新旧対照表もあわせてごらん願います。新旧対照表は左側に現行条文を、右側に改正案を改正箇所を下線を引いて表示しております。

第2条は常任委員会の名称、委員の定数及び所管について定めており、既存の条文に3号を追加し、新たに設置する常任委員会の名称を広報広聴常任委員会、委員の定数を5人、アからオを所管する事項として定めるものであります。

また、常任委員会を追加して設置することに伴い、議員によっては2つの常任委員を重複して担う必要があることから、委員の選任ルールとして議員はまず既存のいずれかの常任委員会の委員となり、その中から広報広聴常任委員会の委員を担うものとして第5条、第1項の規定を定めるものであります。

ただいまの説明をもって条文の朗読は省略します。

附則、この条例は、平成31年5月1日から施行する。

説明は以上です。

○議長（熊谷俊幸君） 議会の運営に関する基準により質疑並びに討論は省略することとします。

これから発議第5号を採決します。本案が原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号 羽幌町議会委員会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（熊谷俊幸君） これで本日の議事日程は全て終了しました。

したがって、平成31年第2回羽幌町議会定例会を閉会します。

（午前10時29分）